



令和 5 年 3 月 6 日

愛知県教育委員会教育長 殿

令和 5 年度愛知県公立高等学校入学者選抜（全日制課程）において何らかの事情によってマスクを常時着用することが困難な受検者を別室で受検させる判断及び別室における座席の配置にした経緯の説明及び令和 6 年度以降の愛知県公立高等学校入学者選抜において何らかの事情によってマスクを常時着用することが困難な受検者を別室で受検させること及び別室における座席の配置の改善を求める請願

住 所

(団体名)

氏 名

電話番号

#### 1. 請願の趣旨

「令和 5 年度愛知県公立高等学校入学者選抜（全日制課程）における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」（令和 4 年 11 月 29 日愛知県教育委員会事務局長）（資料 1）において、何らかの事情によってマスクを常時着用することが困難な受検者（PCR 検査が陰性・濃厚接触者ではない・体調不良ではない受検者であっても）は「合理的配慮を要する障害等や基礎疾患を有する者のための別室と同じにしてよい」となっており、その場合には「当該受検者の机の中心から隣の机の中心までの距離を 2 メートル以上確保する」（資料 2）ということが示されていました。

上記の内容は、令和 4 年 6 月 3 日付けの「令和 5 年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（大学入学者選抜協議会）（資料 3）を参考に作成されたと思われませんが、最新の文部科学省初等中等教育局の通知文である令和 4 年 6 月 14 日付け「新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和 5 年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）」（資料 4）の文章の中に「試験会場等における具体的な感染症対策の内容については、今後の感染の推移や、新型コロナウイルス感染症に関して今後得られる知見、最新の政府の方針等も踏まえながら必要に応じて見直していただき、それぞれの地域や試験会場、試験方法に見合ったものを講じてください」「具体的な工夫については（文章省略）、各実施者の判断により、『令和 5 年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン』に準じた形で、試験会場等における衛生管理体制を構築いただきますようお願いいたします」という通知があり、また最新の政府の方針等の一つとして、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部の事務連絡である令和 4 年 10 月 14 日付け「マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）」（資料 5）の鑑文の一文に「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることがないように」「児童生徒本人の意思で適切に着脱すること」と記載されています。さらに令和 4 年 12 月 22 日に愛知県教育委員会会議の請願の中で「学校等における感染症対策としてのマスク着用が任意であることを周知する請願」の口頭陳述後の教育委員と保健体育

課長のやり取りの中での「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることがないように」「児童生徒本人の意思で適切に着脱すること」（資料6）の発言もありました。なのに、令和4年6月3日付けの「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（大学入学者選抜協議会）（資料3）から約半年後に通知された「令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜（全日制課程）における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」（令和4年11月29日愛知県教育委員会事務局長）（資料1）において、政府の最新情報を踏まえて、「何らかの事情によってマスクを常時着用することが困難な受検者（PCR検査が陰性・濃厚接触者ではない・体調不良ではない受検者であっても）は『合理的配慮を要する障害等や基礎疾患を有する者のための別室と同じにしてよい』という判断になったのか説明していただきたい。

また、合理的配慮を要する障害等や基礎疾患を有する者のための別室と同じ部屋にした場合、「何らかの事情によってマスクを常時着用できない者（PCR検査が陰性・濃厚接触者ではない・体調不良ではない受検者であっても）」は「当該受検者の机の中心から隣の机の中心までの距離を2メートル以上確保する」となって、「合理的配慮を要する障害等や基礎疾患を有する者で、別室での受検を希望する者」が「当該受検者の机の中心から隣の机の中心までの距離を1メートル以上確保する」（資料2）なのか説明していただきたい。「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（大学入学者選抜協議会）（資料3）には「別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行うこと」と示されています。私の確認ミスや「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（大学入学者選抜協議会）（資料3）以外の参考資料があるのならば大変申し訳ないのですが、この別室における座席の間隔については愛知県独自のものではないかと思っています。私が何らかの事情によってマスクを常時着用できない者として、この部屋に入ってこの座席を見たり、1メートル間隔の座席に受検者がいたりしたら、とてもつらい気持ちになります。なぜ、受検者にプレッシャーを与えるような又は動揺させるような環境となる座席の配置にするのか。1メートル間隔の座席配置は難しいかもしれませんが、どうして、全ての机の中心から隣の机の中心までの距離を2メートル以上にしないのか。または、完全に別の部屋にすればよいのではないかと思います。令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜（全日制課程）の学力検査は第1志望校で行うことになっており、多くの県立学校では教室が空いているはずです。私は、愛知県教育委員会が独自でこの座席の配置を判断したのであれば、差別的なものを感じてしまいます。何らかの事情によってマスクを常時着用できない者に対して配慮に欠けていると強く感じます。このことについても、「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（大学入学者選抜協議会）（資料3）以外の参考資料があれば教えていただき、判断した経緯を説明していただきたい。そして、改善を強く求めます。

## 2 請願項目

- (1) 令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜（全日制課程）において、何らかの事情によってマスクを常時着用することが困難な受検者を別室で受検させる判断及び別室における座席の配置にした経緯を説明すること。
- (2) 令和6年度以降の愛知県公立高等学校入学者選抜において何らかの事情によって

マスクを常時着用することが困難な受検者を別室で受検させること及び別室における座席の配置を改善すること。

以上

#### 参考資料

- 資料 1 令和 5 年度愛知県公立高等学校入学者選抜（全日制課程）における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）  
令和 4 年 11 月 29 日愛知県教育委員会事務局長
- 資料 2 令和 5 年度愛知県公立高等学校入学者選抜（全日制課程）における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）参考（学力検査会場等の設営例 合理的配慮を要する者等のための別室）  
令和 4 年 11 月 29 日愛知県教育委員会事務局長
- 資料 3 令和 5 年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」  
令和 4 年 6 月 3 日大学入学者選抜協議会
- 資料 4 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和 5 年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）  
令和 4 年 6 月 14 日文部科学省初等中等教育局 4 文科初第 684 号（別添写し）
- 資料 5 マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）  
令和 4 年 10 月 14 日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
- 資料 6 2022 年度 12 月定例会会議概要（会議録）  
「請願第 39 号 学校等における感染症対策としてのマスク着用が任意であることを周知する請願」愛知県教育委員会会議（定例会）令和 4 年 12 月 22 日開催

\*資料には、今回の請願に該当する内容についてマーカーを引かせていただいております。